

様式1

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年6月3日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	<input type="radio"/> 知事	<input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都	
3. 市区町村名	北区	
4. 届出番号	25	
5. 独自利用事務の事例番号	109-1	
6. 独自利用事務の対象者	心身障害者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和4年3月22日	
8. 保護評価の実施の有無	1:有	▼
9. 評価書番号	23	
10. 保護評価書の名称	心身障害者の医療費の助成に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	<a href="https://www.bpc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;ni_no=&amp;kk_name=%E5%8C%97%E5%8C%BA%E9%95%B7&amp;ev_name=%E5%BF%83%E8%BA%AB%E9%9A%9C%E5%AF%B3%E8%80%85&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opp_date_from_rengo">https://www.bpc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&amp;ni_no=&amp;kk_name=%E5%8C%97%E5%8C%BA%E9%95%B7&amp;ev_name=%E5%BF%83%E8%BA%AB%E9%9A%9C%E5%AF%B3%E8%80%85&amp;ev_type=2&amp;ev_type=3&amp;ev_type=4&amp;opp_date_from_rengo</a>	
12. 委任関係	<input type="radio"/>	▼

執行機関名 北区長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和四十九年東京都条例第二十号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	109	

④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第十三の項 心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和四十九年東京都条例第二十号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第一条	心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和四十九年東京都条例第二十号)第一条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、(障害者及び障害児)が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわし	第一条 この条例は、(心身障害者)に対し、医療費の一部を助成し、もつて心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、心身障害者の(福祉の増進を図る)ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和四十九年東京都条例第二十号)心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則(昭和四十九年東京都規則第百十三号) 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例(平成十一